

二級河川大堀川水系河川整備基本方針

令和8年2月

三 重 県

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 河川及び流域の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
(ア) 洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止又は軽減	3
(イ) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	4
(ウ) 河川環境の整備と保全	4
(エ) 河川の維持管理に関する事項	5
2. 河川の整備の基本となるべき事項	6
(1) 基本高水並びにその河道への配分に関する事項	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	7
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 ..	7
(参考図) 大堀川水系図	8

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 河川及び流域の概要

大堀川は、その源を三重県多気郡明和町と三重県度会郡玉城町の境界にある丘陵地に発し、水田地帯を流れて大淀漁港で伊勢湾に注ぐ、流域面積 16.9 km²、幹線流路延長 4.1km (法定区間)、の二級河川である。流域は、伊勢市、明和町、玉城町の 1 市 2 町にまたがり、明和町が流域の多くを占めている。流域内の土地利用は農地を主としており、流域の中心付近に位置する近鉄山田線明星駅周辺では、比較的まとまった市街地が形成されている。

流域の地形は、源流部や中流部の南側が丘陵地となり、中流部は上位段丘と谷底平野・氾濫平野、下流部には中位段丘や三角州・海岸平野が広がる。流域の地質は、源流部や中流部の丘陵地は花崗岩類、及び礫岩・砂岩・泥岩で構成されており、中流部から下流部の段丘、低地は礫を主とする堆積物、礫・砂・泥を主とする堆積物で構成されている。また、流域の年平均気温は約 16.0℃、平均年間降水量は約 1,950mm であり、比較的温暖な気候となっている。

流域の自然環境は、中下流部のほぼ全川において護岸が整備されているが植生の豊富な水際部が残され、背後地には水田地帯が広がっており、比較的緑の多い景観となっているのが特徴である。

植生については、低地部で農地（畑雑草群落、水田雑草群落）が大部分を占めており、流域南側の丘陵地ではシイ・カシ二次林を主にして、竹林や植林が混じっている。河道内には、主にツルヨシ群落、ヨシ群落を中心とした洲が形成されており、ミゾソバ群落、ガマ群落等の湿性植物もみられる。植物相については、重要種のカワヂシャ等、特定外来生物のオオキンケイギク等、合計 32 目 58 科 148 種が確認されている。

魚類については、ギンブナ、ヌマムツ等の遊泳魚やボウズハゼ、ゴクラクハゼ等の底生魚、重要種のニホンウナギ、ヤリタナゴ等、特定外来生物のカダヤシ等、合計 8 目 14 科 43 種が確認されている。

鳥類については、ヒドリガモ、キンクロハジロ等のカモ類や、干潟を好むキアシシギ、水田や畑を利用するツグミ、ツバメ等、ヨシ帯を利用するオオヨシキリ、魚食性のカワウ、ダイサギ等、重要種のウズラ、ケリ、コチドリ等、合計 11 目 29 科 53 種が確認されている。

流域が位置する明和町は、国指定史跡齋宮跡や水池土器製作遺跡、県指定史跡坂本古墳群等、数多くの遺跡が存在し、その歴史は古い。特に大堀川流域に位置する水池土器製作遺跡は、奈良時代の土師器を焼いた一連の製作過程がわかる全国でも希少な遺跡で、齋宮で使われた土師器もここで制作されたと考えられている。これらの遺跡の規模や出土品から中世に至るまでの間、伊勢国南部における文化の中心地であったことが伺える。

流域の上流部を横断する伊勢街道は、江戸時代からお伊勢参りの人々で賑わう宿場町であった。現在の主要交通網としては、伊勢街道と並行する近鉄山田線の他、下流部を海岸線と平行して通る国道 23 号や、上流部を横断する県道 37 号線が挙げられる。

流域の土地利用は、主に水田や畑等の農地や森林、市街地である。昭和 51 年の時点では農地と森林が 8 割以上を占めていたが、現在は約 7 割に減少し、上流部を中心に市街地が徐々に増加している。

大堀川流域で発生した主要な洪水被害としては、昭和 49 年 7 月の台風 8 号、昭和 50 年 8 月豪雨、平成 11 年 6 月豪雨、平成 12 年 9 月豪雨、近年では、平成 29 年 10 月の台風 21 号が挙げられる。昭和 49 年豪雨など毎年発生する洪水被害を契機として、昭和 56 年度から河川改修事業が進められている。また、支川となる準用河川大堀川支川についても、伊勢市により治水事業が進められた。

大堀川の治水事業は、昭和 56 年度より中小河川改修事業（計画規模 1/15）として、河口部から築堤、河道掘削等を実施しており、平成 22 年に県管理区間上流端までの整備が完成している。また、大堀川の河口部には、潮止、高潮対策として、平成 5 年度に大堀川防潮水門が建設されたが、平成 24 年度の耐震調査により、レベル 2 地震動に対する耐震性能不足と判定されたため、令和 5 年度から補強工事に着手している。

水質については、水質環境基準の類型指定はされていないが、明和町により定期的な水質調査が行われており、概ね B 類型の環境基準を満足している。

大堀川水系は、農業用水、水道用水、工業用水、発電用水としての取水は行われていない。流域の農地は、櫛田川及び宮川用水の受益地となっている。河川空間の利用については、大堀川には、広場や公園等の利用施設はなく、行祭事での利用はないが、沿川における住民の散歩等、個人で利用されている。なお、漁業権の設定はなく、内水面漁業は行われていない。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

大堀川水系では、総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川整備の現状、土地利用等の流域の状況、地形の状況、水害発生の状況、河川利用の現状及び河川環境の保全を考慮して治水対策を進め、治水安全度の確保を図る。

また、流域が伊勢市、明和町、玉城町にまたがっており、流域市町と協力し、社会経済情勢との調和を図り、源流から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用に努める。

(ア) 洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止又は軽減

大堀川は県管理区間上流端までの整備が完成しているが、下流部や沿川に点在する集落を浸水被害から守るため、洪水や高潮に対する安全性を確保することが必要である。そのため、大堀川における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川改修の現状、水害発生の状況、地域の重要性及び河川利用の状況等を踏まえて、年超過確率 1/30 の規模の降雨に対して被害を防ぐことを目標とし、基準地点「大堀川橋」において 230m³/s の流量を安全に流下させるため、河道内の堆積土砂撤去や樹木伐採等の維持管理に努める。

計画規模を超過する洪水や高潮に対しては、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う流域治水の取組を推進するとともに、総合的な被害軽減対策を明和町や伊勢市、玉城町等の関係機関や地域住民と連携して推進する。

三重県全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、大堀川流域においても地震による津波への対応等の地震防災に資するため、河川構造物の適正な機能維持等を図るとともに、想定される地震動、津波の影響を検証したうえで、海岸整備と一体となって、必要となる地震・津波対策を実施する。

河川津波対策については、発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「施設計画上の津波」に対しては、津波による災害から人命や財産を守るため、関係機関や関係自治体との連携と役割分担に基づき河川管理施設等の対策を実施することにより、津波災害の防御に努める。

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、人命が失われないことを最重視し、津波防災地域づくり等と一体になった総合的な津波対策の推進により減災を目指す。

また、情報伝達及び警戒避難体制の整備や防災訓練への住民参加等により災害時のみならず平常時から防災意識の向上や水防活動の充実に努める。

(イ) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、現況流況において特段の問題は生じておらず、水利権は設定されていない。今後、水利用の実態に応じて、関係機関との連携のもと、適切な水利用が図れるよう努め、合理的な水利用の促進を図る。

(ウ) 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、^{おおほり}大堀川の流が生み出す良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努め、川と人々の営みが共生できるような整備を推進する。河川工事等により良好な河川環境への影響が懸念される場合には、代替措置の検討や、自然環境や河川景観に配慮した工法及び構造の採用等により、環境への影響の回避と軽減に努める。

人と河川の豊かなふれあいの確保については、地域住民等の身近な憩いとやすらぎ、多様なレクリエーション、環境教育の場としての河川整備と保全・創出に努める。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現在の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水環境の維持及び向上に努める。

(エ) 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるため、治水上の支障とならないよう河道内の堆積土砂の撤去、樹木伐採等、各施設管理者との調整や地域の合意に留意しながら適切な措置を講ずる。

平常時及び洪水時等における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状況を的確に把握する。また、維持補修等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持する。

流域住民や関係機関等と連携し、ゴミ投棄の防止や、清掃・草刈り等の取り組みを進め、良好な河川環境の維持に努める。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道への配分に関する事項

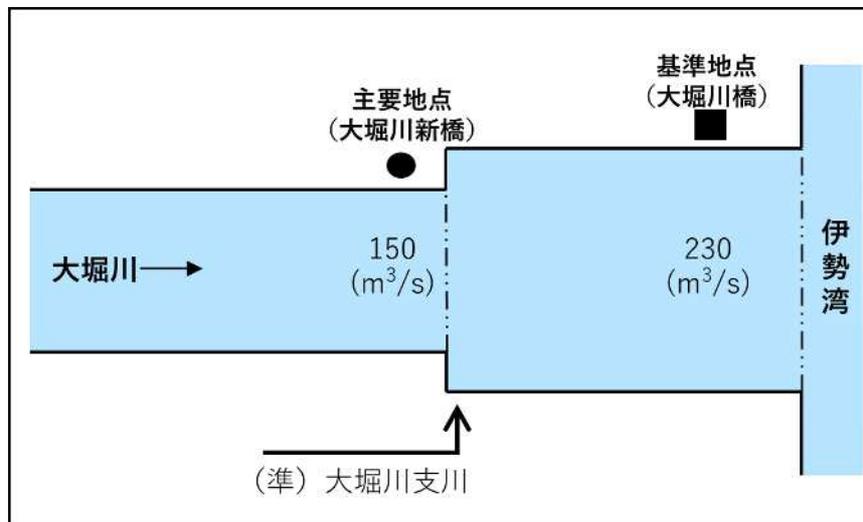
大堀川^{おおほり}の基本高水のピーク流量は、年超過確率が 1/30 規模の降雨による洪水について気候変動を踏まえ検討した結果、基準地点の「大堀川橋」^{おおほり}において 230m³/s とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)
大堀川	大堀川橋	230	230

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

大堀川における計画高水流量は、基準地点の「大堀川橋」^{おおほり}において 230m³/s とする。



計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離	計画高水位	川幅
		(km)	T. P. (m)	(m)
大堀川	大堀川橋	1.1	+1.38	35
	大堀川新橋	2.1	+2.20	33

注) T. P. : 東京湾平均海面

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

^{おおほり}大堀川水系の河川水の利用については、農業用水等としての利用は無いが、動植物等が生息・生育・繁殖する豊かな自然を育む源となっている。

^{おおほり}大堀川水系では、河川流量データの蓄積がなく流況の実態は十分に解明されていないことから、流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後、流況の把握に努めるとともに動植物の生息・生育・繁殖環境等の調査を行ったうえで検討するものとする。

(参考図) おおほり 大堀川水系図

